

令和 7 年度版

坂井市環境白書



坂井市の目指すべき環境の姿

いろど ゆた しぜん はぐく
彩り豊かな自然を育む
ひと まち さかい

環境像を実現するための5つの行動方針

- 一. 良好な生活環境の創出
- 一. 豊かな自然と歴史資源の保全・育成
- 一. 循環型社会の形成
- 一. 環境にやさしい人づくり
- 一. 地球環境の保全

令和7年度版

坂井市環境白書

目 次

第1章 坂井市の概要

(1) 位置と地勢	1
(2) 人口・世帯数	1
(3) 気候	2
(4) 土地利用	2

第2章 坂井市をとりまく環境

(1) 水質環境	3
(2) 大気環境	8
(3) 悪臭・騒音・振動	10
(4) 不法投棄	11
(5) 公害苦情件数	12

第3章 坂井市の環境保全への取り組み

(1) 環境教育	13
(2) 地球温暖化	14

参考資料

坂井市環境基本条例	16
坂井市環境審議会	21
坂井市環境保全条例	22

第1章 坂井市の概要

(1)位置と地勢

坂井市は、福井県の北部に位置し、北側ではあわら市及び石川県、西側では、日本海、南側では福井市及び永平寺町、東側では勝山市とそれぞれ接しています。また、本市の行政区域は細長く、東西約32km、南北約17kmにわたり、約210km²の面積を有しています。

本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。



(2)人口・世帯数(令和7年11月1日時点)

人 口	87,884人
男	42,912人
女	44,972人
世帯数	34,013戸

(3) 気候

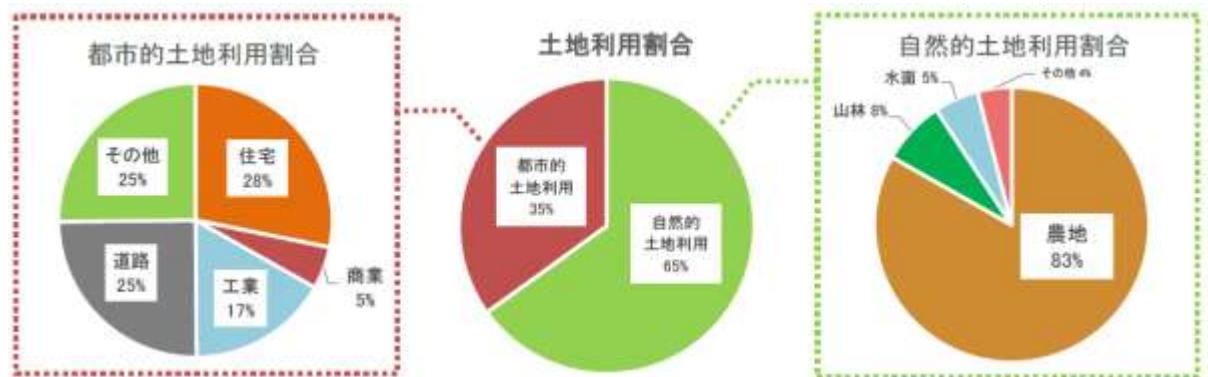
坂井市は、冬季に曇りや雪の多い日本海式気候に属し、一年を通して四季の変化が織り成す彩り豊かな自然を育んでいます。



(資料：坂井市市勢要覧)

(4) 土地利用

坂井市は、総面積の 65.1 %を自然的土地、34.9 %を都市的土地として利用しています。



(資料：令和 6 年坂井市統計年報)

第2章 坂井市をとりまく環境

(1) 水質環境

●公共用水域の水質

水質汚濁に係る環境基準については、表1-1「人の健康の保護に関する環境基準」(カドミウム等の有害物質27項目について定められ、すべての公共用水域に一律に適用)および表1-2「生活環境の保全に関する環境基準」(河川においてはBOD等の5項目について利用目的等に応じて定められた各公共用水域の類型ごとに基準値が適用)の2種類があります。

表1-1 人の健康の保護に関する環境基準 (単位: mg/L)

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 以下
ふつ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 以下

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH) (-)	生物化学的酸素要求値 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/ 100mL)
AA	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

※用語説明

・pH (水素イオン濃度指数)

水質の酸性またはアルカリ性の程度を表す指標です。pH 7が中性で、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性であることを意味します。自然水のpHはほぼ6.5～8.5の範囲にあります。

・生物化学的酸素要求値 (BOD)

河川・湖沼・海の汚濁の中心となるのは人間の活動によって排出された有機物ですが、水の中にはいろんな種類の有機物があります。これらの有機物の量をまとめて表すために河川水に適用される指標です。微生物が水中の有機物を分解するときには、酸素を消費しますが、この酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、微生物が消費する酸素の量が大きくなります。この数値が大きいほど、水中には有機物が多く、汚染が進んでいることを意味します。

・浮遊粒子状物質 (SS)

水中に浮遊している水に溶けない物質で、地表から流出した粘土や、有機物、プランクトン、その他の微生物あるいはその残骸、各種産業廃棄物や排水中の不溶性物質等からなり、水の濁りの原因となります。

・溶存酸素 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量を表したものです。汚染度の高い水では消費される酸素の量が多いため溶存する酸素は少なくなり、きれいな水ほど溶存酸素の量は多くなります。

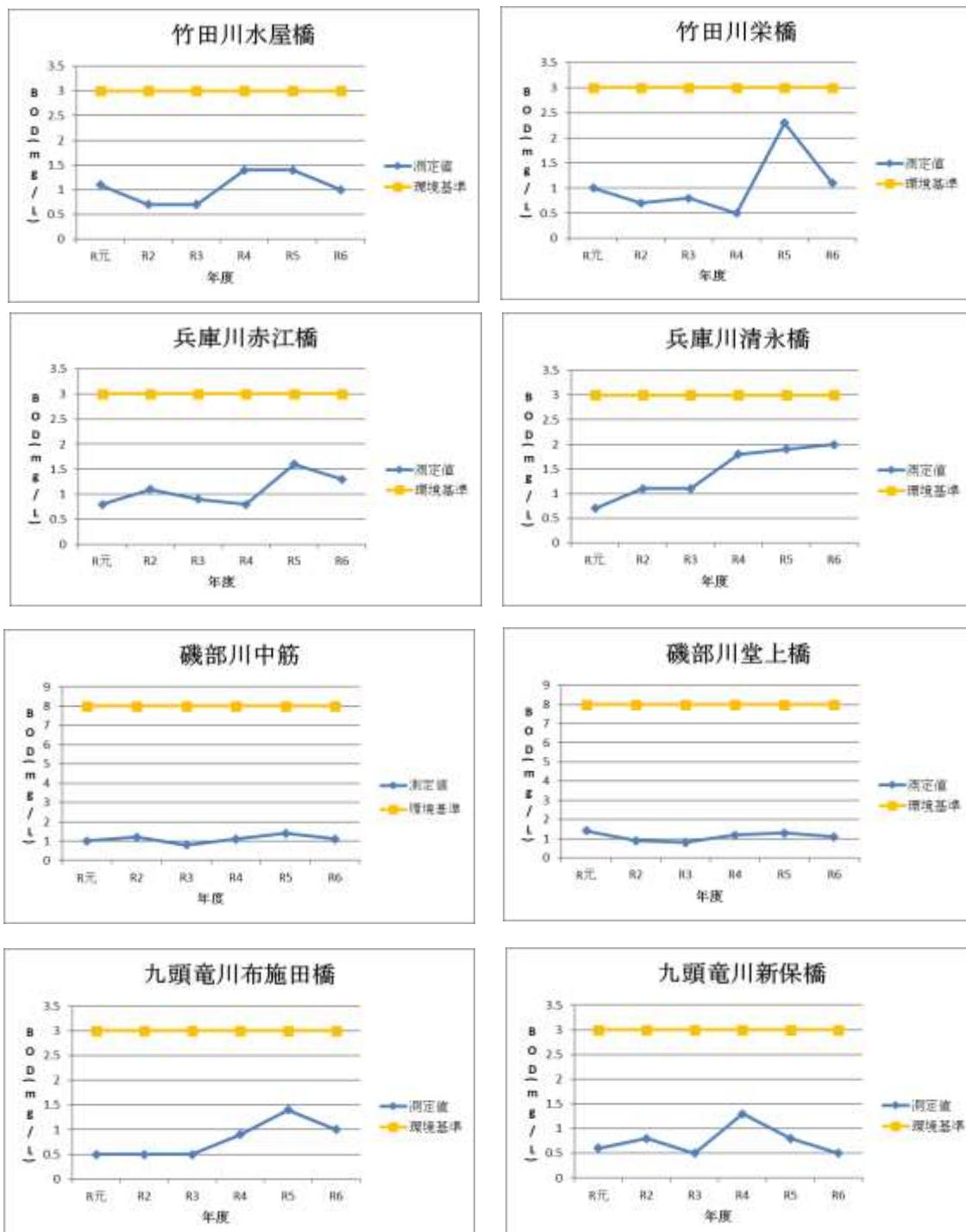
坂井市では令和6年度河川18地点で調査をしており、令和6年度調査では河川汚染の指標となるBODについて基準超過はありませんでした。

令和6年度河川水質調査結果

調査地点数	18地点
BOD環境基準超過数	0地点

令和元年度から令和6年度までの各河川の代表地点におけるBODは表1-3のとおりとなります。

表1-3 各河川の代表地点におけるBOD (R元年度～R6年度)



●地下水の保全

地下水は、一般に水質が良好で水温の変化が少ないとことなどから、身近にある貴重な水資源として広く活用されています。

地下水質の環境基準は、人の健康を保護する観点から、さまざまな物質について表1-4、表1-5のとおり設定されています。

表1-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (単位: mg/L)

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふつ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 以下

表1-5 要監視項目および指針値 (単位: mg/L)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 以下
イプロベンホス (I B R)	0.008 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタノルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタノルホン酸 (PFOA)	0.0005 以下 (暫定)

坂井市では毎年5地点で地下水調査をしており、令和6年度調査では基準超過はありませんでした。過去超過した地点につきましては引き続き継続して調査していくこととします。

令和6年度地下水質調査結果

調査地点数	5 地点
環境基準超過数	0 地点

(2) 大気環境

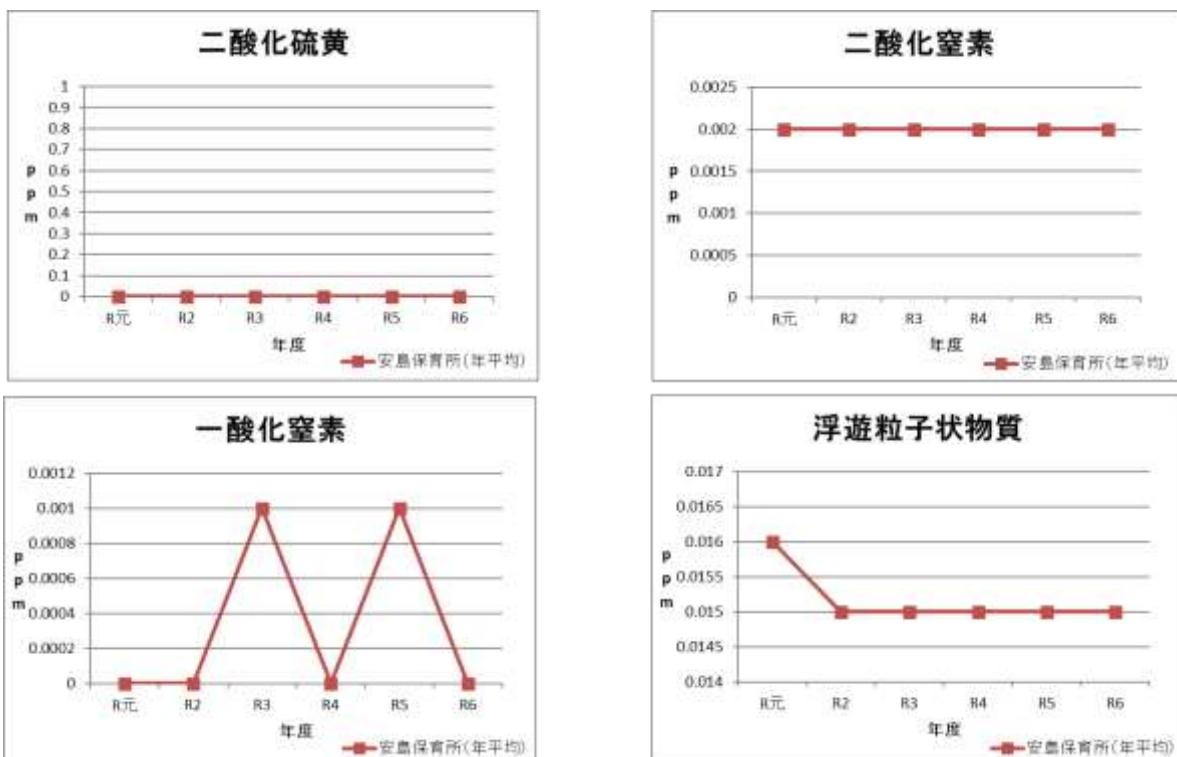
●市内の大気環境

大気汚染の指標として、二酸化炭素、ベンゼン、ダイオキシン類等11項目について環境基準が定められています。本市では三国町にある測定局で大気の汚染状況を測定し、環境基準の達成状況等を把握しています。平成22年度から、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素および浮遊粒子状物質について測定を行っておりますが、表2-1に定める環境基準については環境基準を達成しております。測定結果については表2-2のとおりです。

表2-1 大気汚染に係る環境基準

物質名	物質特徴	環境基準
二酸化硫黄	石油、石炭が燃焼したときに、含有する硫黄が酸化されて発生します。呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になります。	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること
二酸化窒素	ものの燃焼や化学反応により生じる窒素と酸素の化合物です。発生源は工場・事業場、自動車、家庭などです。大部分は一酸化窒素として排出されますが大気中で酸化されて二酸化窒素になります。酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となります。	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、またはそれ以下
浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質です。ボイラーや自動車の排ガス等から発生し、大気中に長時間滞留して呼吸器に影響を及ぼします。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること

表2-2 大気観測局測定結果 (R元～R6)



大気汚染防止法では、工場・事業場から排出されるばい煙や建築物の解体作業等から発生する粉じんについて規制しています。坂井市ではばい煙発生施設について毎年立入調査をしており、令和6年度調査では基準超過はありませんでした。

令和6年度ばい煙調査結果

調査施設数	1 施設
基準超過数	0 施設

●ダイオキシン類対策

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (P C D D) 類、ポリ塩化ジベンゾフラン (P C D F) 類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー P C B) 類の総称をいいます。

ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さがそれぞれ異なっているため、毒性が最も強い物質の毒性を1として他の物質の毒性を換算した毒性等量 (T E Q) を用いて評価します。坂井市では水、土のダイオキシン類を調査しており、令和6年度調査では基準超過はありませんでした。

令和6年度ダイオキシン類調査結果

調査地点 (水質)	1 地点
環境基準超過数 (水質)	0 地点
調査地点 (土壤)	1 地点
環境基準超過数 (土壤)	0 地点

●放射性物質等の監視

福井県では昭和44年から原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングを開始しました。坂井市域では三国支所で24時間連続監視モニタリングを行っており、インターネットで公開するとともに、「福井県環境放射能測定技術会議」において検討・評価しています。

(3) 悪臭・騒音

●畜産悪臭

福井県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、当該特定施設の設置に際し、施設の構造や使用方法等を市町長に届け出ることを義務付けています。また、悪臭防止法の規制地域以外の地域においては、当該特定施設を有する事業場の敷地境界線における規制基準を臭気指数18と定めています。

坂井市では、畜産関係事業者について敷地境界線における臭気指数の調査を行っています。令和6年度調査では超過事業者はありませんでした。

令和6年度畜産悪臭調査結果

調査事業者数	3 施設
超過事業者数	0 施設

●工場悪臭

坂井市では、福井県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所又は広範囲な地域に環境影響を及ぼす恐れのある事業所との間で、公害防止協定を県とともに締結しています。

公害防止協定を締結している事業所のうち、協定値を設定している物質について毎年調査を行っており、令和6年度調査では超過事業者はありませんでした。

令和6年度工場悪臭調査結果

調査企業数	6 社
公害防止協定値超過数	0 社

●自動車騒音

自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度が定められています。

坂井市では毎年自動車騒音の面的評価を実施しており、令和6年度調査での環境基準達成率は下記の通りでした。

令和6年度自動車騒音常時監視結果

調査路線	一般国道305号線
環境基準達成率（昼間）	100%
環境基準達成率（夜間）	100%
環境基準達成率（昼間・夜間）	100%

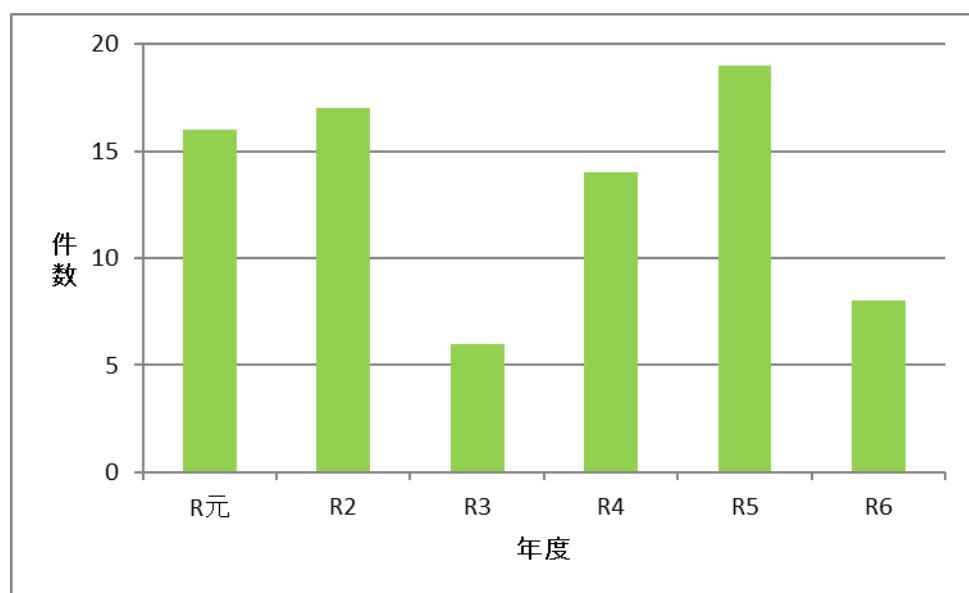
(4)不法投棄

不法投棄について、令和元年度から令和6年度に市へ通報のあった不法投棄件数については表4-1のとおりとなります。令和6年度は9件ありました。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）により禁じられた行為であり、悪質なケースについては、警察が捜査を行う場合もあります。不法投棄された廃棄物の処理は、投棄したものが行います。しかし、投棄者が判明しない場合には、土地の所有者（管理者）が処理を行うことになります。

坂井市では坂井健康福祉センターなど関係機関とともに不法投棄監視パトロールを実施しているほか、環境月間の6月には道路などのごみ拾いを行う坂井市クリーンキャンペーンを実施し、市内の環境美化をすすめています。

表4-1 不法投棄件数（R元～R6）



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄件数	16	17	6	14	19	19

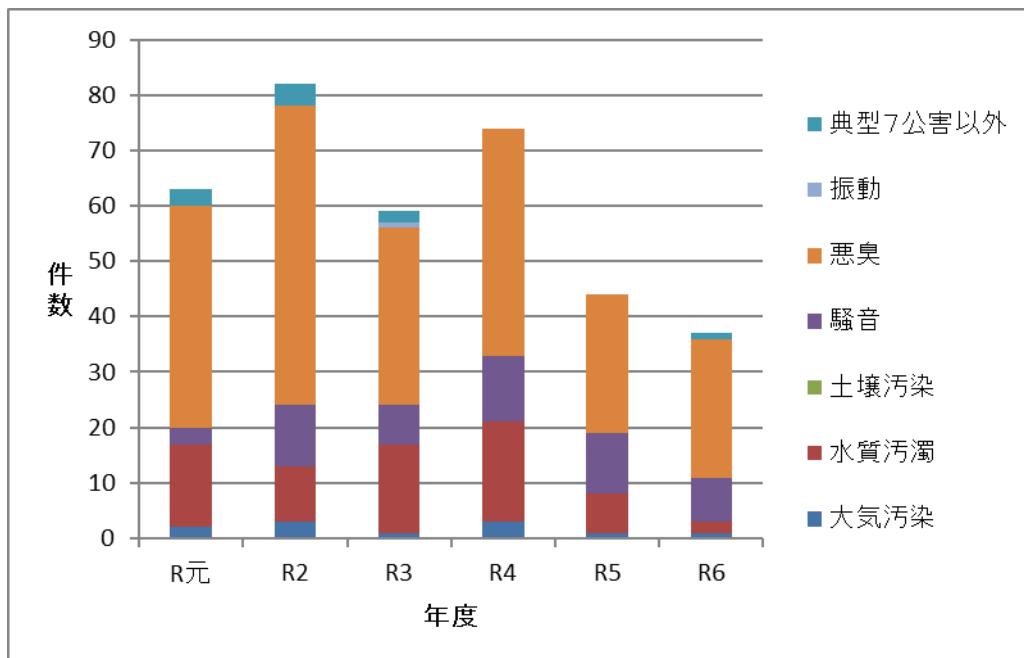
不法投棄現場写真



(5)公害苦情件数

令和元年度から令和6年度に受けた公害に関する苦情件数については表5-1のとおりとなります。令和6年度は昨年度より減少し37件の苦情を受け付けました。令和6年度の苦情を公害の種類別にみると、悪臭の件数がもっとも多く、特に野焼きに関する苦情が多くよせられています。市では野焼きの防止策として啓発チラシの配布、監視パトロールの実施等を行っており、今後も廃棄物を野外焼却せずに適正な処理をするよう呼びかけていきます。

表5-1 公害苦情件数 (R元～R6)



苦情の公害種別	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大気汚染	2	3	1	3	1	1
水質汚濁	15	10	16	18	7	2
土壤汚染	0	0	0	0	0	0
騒音	3	11	7	12	11	8
振動	0	0	1	0	0	0
悪臭 (野焼き含む)	40	54	32	41	25	25
上記以外の公害	3	4	2	0	0	1
合計	63	82	59	74	44	37

参 考 资 料

坂井市環境基本条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 75 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 7 条—第 15 条)

第 3 章 環境保全の推進体制(第 16 条・第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条—第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民(通勤者、通学者、観光客等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健全で豊かな自然とこれらが調和する、恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境と景観が実現されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し地域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ坂井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

(規制等の措置)

第9条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全を図るため、その自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、新たな環境への負荷、自然の遷移等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

4 市は、環境の保全を図るため、必要な指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境に配慮した日常生活及び事業活動等が促進されるように広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条の環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条の市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集、調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、調査研究の実施及び監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第14条 市長は、この章に定めるところによる環境の保全に関する施策の適正な進行管理を図るため、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県及びその他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境保全の推進体制

(関係部局相互の連携及び施策の調整を図るための体制の整備)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連携及び施策の調整を図る体制を整備するものとする。

(市民、事業者及び民間団体との連携体制の整備)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じ、市、市民、事業者及び民間団体が連携することのできる体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、坂井市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 医院は、次に掲げるものの内から市長外食し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるとときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の選任及び権限)

第22条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第24条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求める、その意見の聴取及び説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、産業環境部環境推進課において処理する。

(その他)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第17号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。

坂井市環境審議会委員

令和7年12月現在

役職	氏名	分野	備考
会長	奥村 充司	学識経験者	福井工業高等専門学校非常勤講師
委員	水上 聰子	学識経験者	アルマス・バイオコスモス研究所代表
委員	鈴木 隆史	住民代表	住民代表(三国)
委員	坪田 栄弥子	住民代表	住民代表(春江)
委員	奥村 秀幸	住民代表	住民代表(丸岡)
委員	伊藤 浩	住民代表	住民代表(坂井)
委員	川畠 孝治	市議会議員	坂井市議会
委員	松本 朗	市議会議員	坂井市議会
委員	赤土 美代子	住民代表(団体)	坂井市女性の会
委員	太田 泉	住民代表(団体)	坂井市女性の会
委員	森岡 正己	住民代表(団体)	三国木部まちづくり協議会 三国木部ホタル研究所
委員	江川 真美	住民代表(団体)	防災活動市民団体
委員	佐々木 紀光	学識経験者	福井新聞社坂井支社長兼論説委員
委員	奥 和彦	関係行政機関	福井海上保安署
委員	盛戸 正人	関係行政機関	福井県坂井健康福祉センター

坂井市環境保全条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 76 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、坂井市環境基本条例(平成 18 年坂井市条例第 75 号。以下「基本条例」という。)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。

2 この条例において「特定工場」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭物質その他の健康又は安全かつ快適な生活環境を阻害する物質(以下「公害原因物質等」という。)を発生し、排出し、又は飛散するおそれのある工場等であって規則で定めるものをいう。

3 この条例において「規制基準」とは、特定工場から発生又は排出されるばい煙、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭物質の量、濃度又は程度の許容限度に関する基準をいう。

(市等の責務)

第 3 条 市、市民、事業者は、基本条例第 3 条の基本理念のもと、それぞれの役割において積極的に環境の保全に努めなければならない。

第 2 章 公害防止に関する施策

(公害の防止に関する施策の推進)

第 4 条 市は、公害の防止を図るため、公害原因物質等の発生の規制並びに市民の日常生活及び事業者の事業活動に伴う公害の防止に関する施策を推進するものとする。

(監視及び測定)

第 5 条 市長は、公害の発生状況及び環境の汚染の状況を把握し、公害の防止のための措置を適正に実施するため必要な監視及び測定を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による監視及び測定の結果明らかになった公害の発生状況及び環境の汚染の状況を市民に公表しなければならない。

(公害苦情等の処理)

第 6 条 市長は、公害に関する苦情、陳情等があったときは、実情を調査し、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第 3 章 公害発生源の規制

第 1 節 規制基準

(規制基準の設定)

第 7 条 特定工場に係る規制基準は、規則で定める。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、坂井市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 8 条 特定工場を設置している者は、当該特定工場から規制基準に適合しない公害原因物質等を発生させ、排出させ、又は飛散させてはならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第9条 市長は、規制基準の定めがない公害原因物質等により若しくは規制基準が適用されないことにより、公害が現に発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係る公害原因物質等を発生し、排出し、飛散させる者に対し、公害を防止させるために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第2節 特定工場に関する規制

(特定工場の設置の届出)

第10条 特定工場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工場の名称及び所在地
- (3) 特定工場の業種及び作業内容
- (4) 建物及び施設の構造並びにその配置状況
- (5) 公害の防止の方法
- (6) 使用する原材料及び廃棄物の処理方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第11条 一の工場等が特定工場となった際、現にその工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該工場等が特定工場となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(特定工場の変更の届出)

第12条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第10条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(計画変更勧告及び命令)

第13条 市長は、第10条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場から発生し、排出し、若しくは飛散する公害原因物質等についての濃度又は程度が特定工場に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定工場の施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害原因物質等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第10条の規定による届出に係る特定工場の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないとときは、その者に対し期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置を採ったときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第14条 第10条又は第12条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定工場を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第 10 条又は第 12 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更の届出)

第15条 第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 10 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第16条 第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(特定工場の廃止の届出)

第17条 第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定工場を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第18条 市長は、特定工場において発生し、排出し、又は飛散する公害原因物質等についての量、濃度又は程度が、当該特定工場に係る規制基準に適合しないと認めるとき若しくはおそれがあるときは、当該特定工場を設置している者に対し、期限を定めて第 10 条第 3 号から第 6 号に掲げる事項の改善を勧告することができる。

2 前項の規定は、第 11 条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場においては、同条に規定する特定工場となった日から 1 年間は適用しない。

(改善命令)

第19条 市長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

(改善措置の届出)

第20条 第 18 条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置を採ったときは、その日から 10 日以内に規則で定めるところにより市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(事故時の措置)

第21条 特定工場を設置している者は、当該特定工場について故障、破損その他の事故が発生し、当該特定工場から発生し、排出し、又は飛散する公害原因物質等が規則で定める基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。この場合において、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 市長は、特定工場を設置している者が、第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、この者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3節 地域環境を阻害する行為の制限

(拡声機の使用制限)

第22条 地域の静穏を保持するため必要と認めて市長が指定した区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 前項に規定する場合のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(夜間の静穏の保持)

第23条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜の作業の禁止)

第24条 市長が指定する区域内で建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を行う者は、規則で定める場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)において、当該作業を行ってはならない。

(燃焼不適物等の焼却禁止)

第25条 何人も住居が集合している地域においては、ゴム、廃油、ピッチ、タール、皮革、合成樹脂その他燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるものを多量に屋外で燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法によって燃焼させる場合は、この限りでない。

(停止命令)

第26条 市長は、第22条から第24条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し当該違反行為の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

第4章 自然環境等の保全

(自然を保護する地区の指定)

第27条 市長は、次の掲げる地区について生活環境を保全するため、自然を保護する地区として指定することができる。

(1) 湖沼、河川、丘陵等が所在する地区のうち、良好な自然の風景地として保護することが必要な地区

(2) 市街地及びその周辺の地域のうち、良好な生活環境を形成する緑地として保護することが必要な地区

(3) 道路の沿線又は緑地の少ない地区のうち、積極的に修景緑化を図ることが必要な地区

2 市長は、前項の地区を指定するときは、環境審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 市長は、自然を保護する地区を指定する場合には、規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 自然を保護する地区は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第28条 市長は、自然を保護する地区的指定を解除し、又は区域を変更することができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、自然を保護する地区的指定の解除及び区域の変更について準用する。

(行為の届出等)

第29条 自然を保護する地区の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 建築物その他の工作物の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (4) 木材の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

2 国及び地方公共団体並びに市長が別に定める公社、公団等の機関が行う行為については、前項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の届出があった場合において、自然を保護する地区の指定を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用条件)

第30条 次の各号に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの
- (2) 自然を保護する地区が指定され、又は拡張された際、既に着手していた行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(修景緑化の助言又は勧告)

第31条 市長は、第28条第1項第3号の地区に係る自然を保護する地区において、特に積極的に修景緑化を図る必要があると認めるときは、当該地区内の関係者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 雜則

(立入検査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害原因物質を発生させ、排出させ、又は飛散させる者若しくはおそれのある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に当該工場等及び建設の作業場所等に立入り、施設その他の物件を調査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項に規定するものまたはその関係人は、企業秘密を理由として、第1項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害防止担当者の設置)

第33条 工場等を設置している者は、公害防止担当者を選任し、作業の方法、施設の維持等について監督を行わせ、当該工場等から公害を発生させないようにしなければならない。

(公害防止協定)

第34条 事業者は、市が市民の健康と安全かつ快適な生活環境を確保するため、公害の防止に関する協定の締結を求めたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 協定には、住民の立入調査を認める項目を入れるよう努めなければならない。

(違反者の公表)

第35条 市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、必要に応じ、その者を明らかにしなければならない。

(委任)

第36条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第37条 第13条第2項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第3項の規定による命令に違反した者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第26条の規定による命令に違反した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反して工場等を設置し、又は変更した者
- (2) 第32条第1項及び第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の三国町環境保全条例(昭和48年三国町条例第25号)又は春江町環境保全条例(昭和48年春江町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、合併前の丸岡町、春江町及び坂井町において、現に特定工場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、第10条の規定による届出があったものとみなす。ただし、第15条、第16条第3項、第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、条例施行後第11条及び第12条の規定が適用されることとなるまでの間、これを適用しない。

(罰則に関する経過措置)

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

令和7年度版 環境白書

令和7年12月

発行 坂井市
編集 生活環境部 環境推進課
〒919-0592
坂井市坂井町下新庄1-1
TEL 0776-50-3032
FAX 0776-66-2940